

山梨県公報

第千二百六十九号

平成十四年

三月四日

月 曜 日

目次

告示

動物愛護に関する県民意識調査の実施……………一〇五

山梨県公害防止条例施行規則別表第五付表第一号の規定により知事が指定する甲府市の区域の一部改正……………一〇五

道路の区域変更(二件)……………一〇五

公告

平成十四年度前期技能検定の実施……………一〇六

平成十四年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施……………一〇八

農地保有合理化事業規程の承認……………一〇九

国土調査の成果の認証……………一〇九

教育委員会

山梨県指定有形文化財の指定……………一一〇

その他

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則……………一一〇

告示

山梨県告示第六十五号

動物愛護に関する県民意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。
平成十四年三月四日

山梨県知事 天 野 建

一 調査の目的

日常生活における人と動物との関わりについて、県民の考え方を知り、動物愛護に係る政策を推進するための参考資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

1 県民の動物愛護に対する関心の持ち方

- 動物の飼養状況
- 愛情と責任をもって動物を飼うことについての県民の意識

三 調査範囲

- 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内在住者から無作為に抽出した二十歳以上の者(二百人)

(二)(-) 調査期間中に各保健所で開催される行事への参加者(三百人)

四 調査の期日

平成十四年三月五日から同月二十九日

五 調査の方法

県内在住者から無作為に抽出した者については自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行い、各保健所で開催される行事への参加者については、自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、調査員が行う。

山梨県告示第六十六号

山梨県公害防止条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)別表第五付表第一号の規定により知事が指定する甲府市の区域(平成十二年山梨県告示第四百八十二号)の一部を次のように改正する。
平成十四年三月四日

山梨県知事 天 野 建

二の3中「同条第三項」を「同条第二項」に、「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改める。

山梨県告示第六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十四年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年三月四日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三五八号

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
東八代郡中道町大字右左口字日蔭山四六八八番の一地区内	二二・七 三〇・〇	一五・九 八九・七	二二六・一

山梨県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十四年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年三月四日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 道路の種類 一般国道
 - 二 路線名 一三七号
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
東八代郡御坂町金川原字大久保二一五四番の七地先から東八代郡御坂町金川原字大久保二一六七番の三地先まで	二七・五 二九・八	二七・七 四一・五	四二・三	四二・三

公 告

● 平成十四年度前期技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。
平成十四年三月四日

- 山梨県知事 天 野 建
- 一 実施職種
 - 1 一級及び二級
 - 園芸装飾、造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、ボール盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、

- 数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。）、ダイカスト（ホットチャンダイカスト及びコールドチャンダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工及び木製建具機械加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石張り及び石積みに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾
- 2 三級
 - 園芸装飾、造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工、電子機器組立て、和裁、とび、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、写真及び商品装飾展示
 - 3 単一等級
 - コンクリート積みブロック施工及び路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ工事に係るものに限る。）、
- 二 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 三 日程等
- 1 実技試験
 - (一) 実施期日
平成十四年六月十二日（水）から同年九月八日（日）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
 - (二) 実施場所
別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
 - (三) 問題の公表

平成十四年六月五日（水）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検 定 職 種	実施期日
1 一級及び二級 園芸装飾、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、及び、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成十四年八月二十五日（日）
2 三級 園芸装飾、金属熱処理、和裁及びびとび	
3 単一等級 コンクリート積みブロック施工	
1 一級及び二級 機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	平成十四年九月一日（日）
2 機械加工、電子機器組立て、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ及び商品装飾展示	
1 一級、二級及び三級 写真	平成十四年九月四日（水）
1 一級及び二級 造園、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成十四年九月八日（日）
2 三級 造園	
3 単一等級 路面標示施工	

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

- 1 提出書類
 - (一) 技能検定受検申請書
 - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料
実技試験

(1) 一級、二級、三級(2)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検 定 職 種	手数料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、石材施工、及び、左官、ブロック建築、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	一万五千七百円
婦人子供服製造	一万三千円
和裁	一万千五百円

(2) 三級（山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。）

検 定 職 種	手数料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、電子機器組立て、及び、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真及び商品装飾展示	一万五百円
和裁	七千七百円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料（四の二の(一)に定められた額）及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」といふ。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十四年四月四日（木）から同月十七日（水）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、八十円切手をはったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者の氏名は、平成十四年十月八日（火）に県庁東側の掲示板に掲示するほか、合格者には、書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働観光部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成十四年度全期（三級、基礎一級及び基礎二級）技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十四年度全期（三級、基礎一級及び基礎二級）技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十四年三月四日

山梨県知事 天 野 建

一 実施職種等

1 実施職種

さく井、鋳造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プ

プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 受検資格

1に掲げる職種のうち三級の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受け付けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(-) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(-) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

(-) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(-) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(-) 技能検定受検申請書

(-) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(-) 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石	一万五千七百円

材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千三百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、八十円切手をはったもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けよつとときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書等の交付

合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働観光部職業能力開発課又は山梨県職

業能力開発協会に問い合わせること。

● 農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第四項の規定により、農地保有合理化事業規程を次のとおり承認した。
平成十四年三月四日

山梨県知事 天 野 建

一 農地保有合理化事業を行う者の名称

財団法人シルクの里振興公社

二 農地保有合理化事業の実施区域

豊富村における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域)の区域

三 農地保有合理化事業の種類

- 1 農地売買等事業
- 2 研修等事業

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成十四年三月四日

山梨県知事 天 野 建

一 調査を行った者の名称

都留市、下部町及び河口湖町

二 調査を行った時期

都留市 平成十二年七月二十七日から平成十三年十二月三日まで
下部町 平成十一年六月二十八日から平成十三年三月三十日まで
河口湖町 平成八年七月三十日から平成十年三月三十日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

都留市下谷、大幡、朝日馬場、朝日曾雌の一部地区
下部町大字車田、三沢の一部地区
河口湖大字大石の一部地区

五 認証年月日

認証年月日

平成十四年二月十四日

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成十四年三月四日

山梨県教育委員会

委員長 花 輪 定 徳

有形文化財の部 建造物

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
大善寺山門	一棟	三間一戸二階二重門、入母屋造、銅板瓦葺、棟札（「寛政十戊午三月吉日」の記のあるもの）一枚、扁額（「宝永五戊子四月十日」の刻銘のあるもの）一面	大善寺	東山梨郡勝沼町勝沼三、五五九番地	同上

考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
湯之奥金山 鉢山道具及 び関連資料 一括	一〇五 点	鉢山白 湯之奥型 定形型 穀臼型 不明	下部町 門西正 勝	西八代郡下 部町常葉 一、〇二五 番地	西八代郡下 部町上之平 一、七八七 番地 斐黄金村・ 湯之奥金山 博物館保管 （外）
		下白 石臼 搗き石 搗り石 磨り石 穀臼 陶器 磁器 土器 羽口 報告書 陶磁器類片		西八代郡下 部町湯之奥 二、五五番 地	
		未製品			
		九四三 点			

その他

石造物 石製品等	砥石 碁石	二〇 七 点
金属製品	使途不明品 銭貨	三 二 点
木製品	煙管 把手 六把 小器具 工把類 鉄釘 その他	一 一 点
	せりね 板	一 一 点

山梨県議会規則第一号

山梨県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月四日

山梨県議会議長 保 坂 武

山梨県議会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会議規則（昭和三十一年山梨県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「二回」を「三回」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県議会議規則の規定は、平成十四年二月二十五日から適用する。